

復興・市民活動情報誌

みみずく

第6号



震災しみん情報室

〒653-0002 神戸市長田区六番町6-4-1-101
TEL:(078)515-2010 / FAX:515-2050

E-mail kiroku@ododirect.com
URL http://www.dodirect.com/kiroku

兵庫県では昨年十月に「県民ボランタリー活動の促進等に関する条例」を制定した。前文に「ボランタリーセクターを社会の中に確立することを重要な課題として位置付ける」と述べており、その理念は高く評価したい。条例の制定過程の問題については、第二号の相川康子さんのコメントをご参照頂きことにして、この条例を読み直してみると、ボランタリー活動の理念と特定非営利活動促進法の手続きを合体したのは良くなかつたとの感を強くしている。ボランタリー活動の主体を特定非営利活動法人(NPO法人)に限定してしまう恐れがあるからである。限定とは言わないまでも法人を対象にしているように感じてしまう。

人の心は移ろいやすい。阪神淡路大震災の起つた一九九五年は日本のボランティア元年と言わ

れる、九五年にはボランティアといふ用語が日経新聞に一〇三七回登場した。それが昨八年には七一四に減つてきた。これに対しNPOは二二回から二一七回と大出世だ(山内直人「NPO入門」)。今年はNPO法人の設立認証も始まり、さらに増えるだろう。最近はNPO法人になれないボランティアグループは肩身の狭い思いをしなければならない風潮にもなってきた。

兵庫県では昨年十月に「県民ボランタリー活動の促進等に関する条例」を制定した。前文に「ボランタリーセクターを社会の中に確立することを重要な課題として位置付ける」と述べており、その理念は高く評価したい。条例の制定過程の問題については、第二号の相川康子さんのコメントをご参照頂きことにして、この条例を読み直してみると、ボランタリー活動の理念と特定非営利活動促進法の手続きを合体したのは良くなかつたとの感を強くしている。ボランタリー活動の主体を特定非営利活動法人(NPO法人)に限定してしまう恐れがあるからである。限定とは言わないまでも法人を対象にしているように感じてしまう。

かく言う私も阪神淡路コミュニティ基金代表として、市民活動団体の組織強化を支援してきた。日本社会を市民社会に変えていくためには強力な市民活動団体が活躍し、声をあげるボランタリーセクターの強化が早急に望まれていると考えたからであり、その気持ちは今も変わらない。またNPOとボランティアグループの区別もつかず、NPOに有給職員が存在することを非難するような社会の認識を変えたいとの思いもあった。

ボランタリー活動とボランティア

しかししながらボランタリー活動は組織化された活動ばかりではないことは言うまでもない。組織化するに至らないボランティアグループあるいは個人のボランティアの方々の活動を軽視するわけではない。むしろ人知れず黙々と活動される人々の生き方の美しさに感動を覚える。

NPO法人の認証が進むにつれて、法人格取得に伴う不自由さが実感されるようになってくると、法人化によって、ボランティアの心が損なわれてくるような氣もある。組織化が必要な団体であっても、NPO法人になるかどうかは、良く良く思案しなければならないよう思う。

今田 忠

(震災しみん情報室運営委員)

2・5 NPOと「ひごとづくり」

- 座談会
ゲスト

池田啓一(都市生活地域復興センター事務局長)
中村順子(コミュニティ・サポートセンター神戸理事長)
伯井章治(株百番目のTシャツ社長)
村井雅清(被災地NGO協働センター代表)
コメントーター
今田 忠(市民社会研究所所長)
司会
相川康子(神戸新聞情報科学研究所研究員)

特集

6・7 NPOだより

(兵庫県)
政府の雇用対策と
「NPOの活用」について
~7・16緊急集会と労働大臣への
緊急アピール
(全国)
NPO法第二幕
~新しい税制度の実現に向けて

8 短神信戸

会員入会状況
(7月末現在)



NPOと「しごとづくり」

政府が雇用対策としてNPO/NGOの活用を打ち出しています。

す。これはどう受け止めるかについて、全国の市民活動関係者の間では賛否相半ばしています。

一方、阪神・淡路地域では、震災被災者の支援から発展して、働く場で収入を得て自立を目指す場をNPOがつくりつつあります。兵庫県もコミュニティ・ビジネスの立ち上げ費の助成や、コミュニティ・ビジネスの調査を行うなど、市民団体による仕事づくりに対し公的な支援がなされるようになってきました。

そこで今回は、仕事づくりに関心を持ち、実践してきたみなさんを集まってもらい、市民グループ側として何をやりたいか、どんなお金の使い方があるのか、どうしてそうした仕事づくりをするのか、を話し合っていただきました。

ゲスト

池田啓一

(都市生活地域復興センター事務局長)

中村順子

(コミュニティ・サポートセンター神戸理事長)

伯井章治

(被災地NPO協働センター代表)

村井雅清

(株百番目のTシャツ社長)

コメンテーター

今田忠

(市民社会研究所所長)

司会

相川康子

(神戸新聞情報科学研究所研究員)



池田啓一さん

「雇用」ではない働き方

司会 まず、それぞれが行っている事業の内容と根底にある理念から。

池田 私たちは理念として「雇用」という言葉は使わないよう

している。「自分が働く」のであって人に雇われるのじやない働き方をめざしている。

今、対価を受ける事業としては、尼崎市社協の委託で週一回、ミニデイサービスをしているが、利用

料金を負担するという、長続きするシステムを目指した。その結果、給食や送迎、ミシン、総務系、音楽療法など様々なグループができました。

す。

私たちが模索してきた「新しい働き」を「コミュニティ事業」と呼んでいる。顔が見える範囲のコミュニティの中での経済を循環させ、人、資金、材料、ノウハウを使ってコミュニティの課題を解決することという意味だ。参画する人々の生きがいにもつながるし、対行政・对企业にインパクトを与える仕組みづくりにつながることになる。

1) がある。だが作り手の収入も月三十五万円程度で「稼ぎ」とはいえず、今の段階ではコミュニティ・ビジネスと呼べるかどうか。当初は製品の回収や発送などに中高年男性を雇うきっかけに、と思っていたが、現実は難しい。

ただ一般的の商品と違うのは、助け合う仕組みや心のつながりといったメッセージ性を持つて広まっているということ。各地でミニバージョンの「子ぞう」をつくることで、地域のコミュニティづくりやボランティア活性化に役だっている例が出てきた。商品がメ

ディアとなつて、多様に展開し、今後も広まる可能性を持つていてと思う。

中村 行政にも、また企業にもできない、介護や子育て、といった「すきま」分野が、特に震災を機に広まった。その「すきま」で市民たちが試行錯誤しながら働く「新しい働き」で、地域が自立し、また活性化すると思う。

伯井 震災後とにかく何ができるかを考え、現実を追いかけた感じ。うちは株式会社の形態をとつてるので営利目的だと誤解されやすいが、運営資金に困っている「被災地障害者センター」を財政的に支えるシステムを考え、研究した結果、選んだ形態だ。ただ、やる以上は社会に役立つことをしたいし、今は世の中に役立つ事業しか生き残れないだろう。

者からもらっているのは昼食代実費(千円)。収益の絶対額が微々たるもので事業とはいえない。市公社の事業になっている分、お金が取りにくい。

村井 NPO協働センターの収益活動としては「まけないぞう」(注)

応じて支払いを保証し、受益者が料金を負担するという、長続きするシステムを目指した。その結果、給食や送迎、ミシン、総務系、音楽療法など様々なグループができました。

NPOが創り出す

「新しい働き」

～継続性と変革性



中村順子さん

司会 「新しい働き」というとき

に、どの程度の報酬が適当だと
思つていいのか。

池田 人一人生きていく額。専
従者で一ヶ月二十万円程度が必要
ではないか。

今のホワイトカラーは女房・子
供を食わすという支払われ方をさ
れており、一人の給与としては過
剰と思う。男女二人の収入を合わ
せて一家の家計を支えるようなシ
ステムにすればよいのだが。

中村 働きから分類すると、世帯
経済を支える人、補助的収入の人、
年金生活の人の三層に分けられる

と思う。今まで私たちが「働き手」
の対象にしてきたのは主に年金生
活者だが、今では補助的収入の人
が食うために必要な売り上げ高
と、それを達成する販売数を計算

も参入してきた。年金生活者に
とって月二、三万の収入でもあり
がたいが、補助的収入層としては
やつていられない額。税金がかか
らない年百十萬程度、一日五千円
が目標になる。当面は最低賃金を
目指しているが、それ以上はいつ
にならでできるのか、わからな
い。池田さんの言うこともわかる
が、「夫の収入があるからできる」
という面もある。对企业より、今
は同じ公益を担う行政の仕事をN
POが代わってやっていく方が進
めやすいのでは。

村井 一九七一年から水俣にかか
わっているが、当時から組織を運
営する専従がいて当たり前で、あ
る意味で一般企業と同じような事
業体をつくらないといけない、と
思っていた。最低でも月二十万円、
と目標設定している。難しいが、
働く人が十分食うだけを初めから
目標に据えない達成は難しい。

いま、(今年一月十七日のイベン
トで使用した竹を再利用する)竹
炭の製造販売事業を考えている
が、最低二十人ぐらいの中年男性
が、そういう市民の事業を「市
民事業組織」と呼んでいる。「事

業」という言葉が入るのは、ちゃ
んと社会に参入し、生計をたてて
いるという意味。実施主体がわれ
われ市民であり、社会や地域をつ
くるエネルギーにつながるという
意味で「市民」をついている。



村井雅清さん

業」という言葉が入るのは、ちゃ
んと社会に参入し、生計をたてて
いるという意味。実施主体がわれ
われ市民であり、社会や地域をつ
くるエネルギーにつながるという
意味で「市民」をついている。

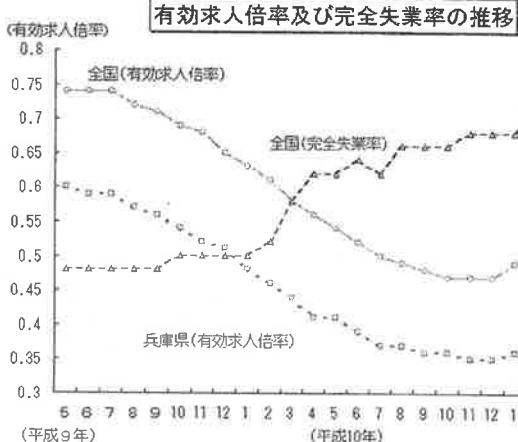
司会 そのような新しい事業化に
あたって、壁になっていることは。
中村 自主事業のほかに受託事業
もしているが、事務局経費への認
識が行政も企業も薄い。今後、外
郭団体の実施している領域にN
POが参画していく例が増えると思
うが、どう対処するかが問われる。

竹炭も中年男性が山で炭
を焼くことで、里山保全など環境
問題に目を向けるようになり、「会
社とは何だったのか」と考えるよ
うになつた。「新しい働き」がある
とすれば、こうした価値転換の中から生まれ
るので。

池田 事業性があると
いうことは、再投資で
きる構造が必要だとい
うこと。助成金や会費
収入だけでは再投資が
できない。再投資する
ことで経営意識も生ま
れるし、それぞれが地
域のためになる視点が

直面している課題

～資金と人材



いうことは、再投資で
きる構造が必要だとい
うこと。助成金や会費
収入だけでは再投資が
できない。再投資する
ことで経営意識も生ま
れるし、それぞれが地
域のためになる視点が

司会 そのような新しい事業化に
あたって、壁になっていることは。
中村 自主事業のほかに受託事業
もしているが、事務局経費への認
識が行政も企業も薄い。今後、外
郭団体の実施している領域にN
POが参画していく例が増えると思
うが、どう対処するかが問われる。

池田 今後、神戸市内で「ひも付

き」でない形で同様のデイサービス

事業を企画しているが、管理費

に使える助成金がほとんどなく、

立ち上げ資金がうまく集まらない

い。

伯井 NPOがビジネスをするう

えでは企業より信用度が低い。自

分たちも企業との関係は会社組織

(株百番目のTシャツ)の方が持

ち、活動はNPO(百番目のT

シャツの会)としてやっている。



伯井章治さん

メンバーナーの養成をしたいのだが
……。
伯井 企業とNPOのお見合いの
ような場をあちこちでつくり、公
的なお金(補助金)を受けて人の
交流や情報交換をしたら。
中村 「NPOハローワーク」が
必要と思う。誰がその事業を担う
かが問題。中間支援組織にお金を
出すメニューは今は無い。緊急雇
用対策の期間の二年間ならできる
かも知れないが……。

支える仕組みを

司会 ある組織の例だが、いろん

な活動グループを抱え、再投資が
できるようなネットワークをつく
るうとしたが、収益が上がっていない
話題が出ていたが。

池田 名刺交換会のような場をつ
くつたらどうか。人材養成について
てだが、福祉分野は今草刈り場の

ようになっていて、中核となる人
をどこも求めている。養成講座の
実習先で受講生が目をつけられ、
引き抜きにあつたりもする。中心

中村 すべてを組織内部で抱える
としんどい。CS神戸の場合、支
援グループはすべて外部に出して
おり、収益が上がらないグループ

にCSが支援する、という中間組

織の形態を取っている。グループ

に助け合いにまでは至ってい
ないが……。

池田 経済でいえば社会全体の産

業の調整を銀行がしていた。NP

Oにとつても、CS神戸のよう

な金融機関しか手がけていない。

伯井 現在は「しみん基金・KOB

E」にもその役割を期待している。

企業などではなく、同じ志を持った

人があらわすことを望む。

中村 公開審査が増えて

は一步前進。だが、復興基金のよ

うな時限的な財源で、立ち上げの

回りで三百万円以下、とい

う企業などでも、同じ志を持つた

人材も育っていない中、コミュニ

ティ・ビジネス事業にのつかろ

うという安易な発想も多い。結局、

審査に通つたところも実績がある

ところが多かつた。

司会 公的な助成制度として県の

「コミュニティ・ビジネス起業支援

助成」があるが、公募で公開審査

というユニークな手法がとられ

た。

中村 まず委託される事業内容を

行政との関係

～県のCB支援策への評価

司会 公的な助成制度として県の

「コミュニティ・ビジネス起業支援

助成」があるが、公募で公開審査

というユニークな手法がとられ

た。

中村 今年のようなNPO支援策

を、公募のかたちで来年も続ける

よう要望したい。何度も公開審査

を繰り返すことにより、プレゼン

する側と審査する側の合意形成で

きる面もあるのでは。

池田 一からプレゼンテーション

ればよいのだが。
中村 NPOの信用は、「人」しか
ない。だが、だれが人を見極めら
れないが……。

中村 公開審査が増えて

は一步前進。だが、復興基金のよ

うな時限的な財源で、立ち上げの

回りで三百万円以下、とい

う企業などでも、同じ志を持つた

人材も育っていない中、コミュニ

ティ・ビジネス事業にのつかろ

うという安易な発想も多い。結局、

審査に通つたところも実績がある

ところが多かつた。

司会 行政の事業委託について

は、どんな問題点があるのか。

中村 まず委託される事業内容を

選べない。民間がやるべき地域

サービスについて、三重県などで

は行政が洗い出し作業をしている

が、そういう内容の情報公開をし

てほしい。高知県では予算の一部

を市民が考える動きが始まっています。

だが私たちの場合は事業内容

の枠ががっちり決まっている。事

業を市民が企画できる余地がもつ

とほしい。



村井 民の力、民間の財源でも今行政がやっていることをできる、と実績を提示しないと変わらないと思う。震災後、いろんなネットワークもでき、民に任せてやってもらいう動きは少しずつ始めた。可能性はある。また、行政に対するNPOの代表として協議会など代表性のあるものをつくる必要はある。

市民活動の費用に税を回せるよう、根本的な税制度の改革も考えないと。

企業との関係

NPOは活動自体が社会貢献

司会 銀行に評価軸がある今のシステムを変える力を持たないと企業に勝てないのでは。

伯井 商品開発で企業と勝負しても勝てない。NPOの長所は「いいことしている」というイメージ。会社もイメージアップは切実な問題。会社からNPOに意識改革や教育に派遣してもらいうなどの取り組みの方がいいのでは。

池田 これまで企業中心の経済行為の後始末を、行政が引き受けた福祉などを担ってきた。NPO、NGOが旧来の企業と違うのは、自分のやりたいこと、自分が直接に社会に貢献するかどうかが問われる点だ。

中村 企業を変えていくのは難しい。行政とつきあい、力をつけるのが先決では。中小や地域地場企業ならないかも知れないが。



相川康子さん

村井 企業の体質を変える力を持たないと。例えば、神戸でも、NPOに商品開発を依頼し、パートナー・シップを申し出てくる企業もあつた。もちろんどんな企業でもいいという訳ではなく、ちゃんと環境に配慮するなどポリシーを持つ企業を選ぶことが大切。

中村 企業と一緒に商品を売るところによって、今までの企業像をどう変えることができるの？

伯井 商品開発で企業と勝負しても勝てない。NPOの長所は「いいことしている」というイメージ。会社もイメージアップは切実な問題。会社からNPOに意識改革や教育に派遣してもらいうなどの取り組みの方がいいのでは。

池田 これまで企業中心の経済行為の後始末を、行政が引き受けた福祉などを担ってきた。NPO、NGOが旧来の企業と違うのは、自分のやりたいこと、自分が直接に社会に貢献するかどうかが問われる点だ。

中村 企業を変えていくのは難しい。行政とつきあい、力をつけるのが先決では。中小や地域地場企業ならないかも知れないが。

緊急雇用対策の受け止め方

司会 政府の雇用促進策としてNPOが雇用を創出する、と提案されてるが。

中村 我々が受託している県のしぐと開発事業と変わらず、メニューに介入できにくい内容ではないかと思う。私たちの受託した

ごみ調査事業では、定められた枠の中どれだけ人間の尊厳を盛り込めるかアレンジしたが、一方、障害者の作品販売とギャラリーを兼ねた神戸市社協からの受託事業では、ゼロの段階から一緒に協議し、意見が取り入れられた。また、

多額の予算を伴う受託事業を請け負うことで、スタッフ共々マネジメント能力がついた。

伯井 行政からは自由な発想は出てこないと思う。自分たちはやりたいことが社会貢献になる。やりたいことで行政と一緒にやるような分野がないので、初めから行政事業のアウトソーシングには興味はないが。

う方がよいのでは。

(注1) まけないぞう

逆手に取って、NPOに接点のなかつた人をわれわれの陣営に引き込むチャンスと捕らえたらどうか。ただその後のビジョンをきちんと持っていないと、失対事業と同じになってしまう。

伯井 行政からは自由な発想は出でている。

(注2) 「被災者復興支援会議Ⅱ」
兵庫県が設置した知事直属の第三者機関で、学識経験者や市民活動団体スタッフ、まちづくり関係者などからなる。当初九五年の夏に設置されたが今春改組され、「支援会議Ⅱ」となった。

(Y・F／八十庸子／寒吉威)

司会 NPOの代表として協議会など代表性のあるものをつくる必要はある。

企業との関係

NPOは活動自体が社会貢献

司会 銀行に評価軸がある今のシステムを変える力を持たないと企業に勝てないのでは。

伯井 商品開発で企業と勝負しても勝てない。NPOの長所は「いいことしている」というイメージ。会社もイメージアップは切実な問題。会社からNPOに意識改革や教育に派遣してもらいうなどの取り組みの方がいいのでは。

池田 これまで企業中心の経済行為の後始末を、行政が引き受けた福祉などを担ってきた。NPO、NGOが旧来の企業と違うのは、自分のやりたいこと、自分が直接に社会に貢献するかどうかが問われる点だ。

中村 企業を変えていくのは難しい。行政とつきあい、力をつけるのが先決では。中小や地域地場企業ならないかも知れないが。

村井 企業の体質を変える力を持たないと。例えば、神戸でも、NPOに商品開発を依頼し、パートナー・シップを申し出てくる企業もあつた。もちろんどんな企業でもいいという訳ではなく、ちゃんと環境に配慮するなどポリシーを持つ企業を選ぶことが大切。

中村 企業と一緒に商品を売るところによって、今までの企業像をどう変えることができるの？

伯井 商品開発で企業と勝負しても勝てない。NPOの長所は「いいことしている」というイメージ。会社もイメージアップは切実な問題。会社からNPOに意識改革や教育に派遣してもらいうなどの取り組みの方がいいのでは。

池田 これまで企業中心の経済行為の後始末を、行政が引き受けた福祉などを担ってきた。NPO、NGOが旧来の企業と違うのは、自分のやりたいこと、自分が直接に社会に貢献するかどうかが問われる点だ。

中村 企業を変えていくのは難しい。行政とつきあい、力をつけるのが先決では。中小や地域地場企業ならないかも知れないが。

緊急雇用対策の受け止め方

司会 政府の雇用促進策としてNPOが雇用を創出する、と提案されてるが。

中村 我々が受託している県のしぐと開発事業と変わらず、メニューに介入できにくい内容ではないかと思う。私たちの受託した

ごみ調査事業では、定められた枠の中どれだけ人間の尊厳を盛り込めるかアレンジしたが、一方、障害者の作品販売とギャラリーを兼ねた神戸市社協からの受託事業では、ゼロの段階から一緒に協議し、意見が取り入れられた。また、

多額の予算を伴う受託事業を請け負うことで、スタッフ共々マネジメント能力がついた。

伯井 行政からは自由な発想は出てこないと思う。自分たちはやりたいことが社会貢献になる。やりたいことで行政と一緒にやるような分野がないので、初めから行政事業のアウトソーシングには興味はないが。

う方がよいのでは。

(注1) まけないぞう

逆手に取って、NPOに接点のなかつた人をわれわれの陣営に引き込むチャンスと捕らえたらどうか。ただその後のビジョンをきちんと持っていないと、失対事業と同じになってしまう。

伯井 行政からは自由な発想は出でている。

(注2) 「被災者復興支援会議Ⅱ」
兵庫県が設置した知事直属の第三者機関で、学識経験者や市民活動団体スタッフ、まちづくり関係者などからなる。当初九五年の夏に設置されたが今春改組され、「支援会議Ⅱ」となった。

(Y・F／八十庸子／寒吉威)



労働大臣 甘利 明殿

平成11年7月

兵庫県NPO有志

兵庫のうごき

緊急地域雇用特別交付金事業の運用について

この度政府におかれましては「緊急地域雇用特別交付金事業」を実施されるところとなり、当該事業の委託対象として、NPO法人その他の法人及び法人以外の団体を加えられましたことは、関係者として深く敬意を表し、高く評価するところであります。

現在わが国を始め世界的に社会構造・就業構造が大きく変化しつつあり、新しい形の公共サービスおよび対人サービスの重要性がますます高まっているものと思われます。そのようなサービスの提供主体として、また生きがいのある自己実現が可能な仕事の場としてNPOが担う役割は飛躍的に増大するものと思われます。

現にEUにおきましては、NPOおよび協同組合を含む社会的経済セクターを雇用創出の場として重要な位置付けを行っております。

阪神・淡路大震災により激甚なる被害を受けた兵庫県におきましては、NPOが仕事づくりに積極的に取り組み、全国的にも先駆的な実験的事業を実施してきているところでありますので、当事業がNPO活動の活性化に寄与するものと期待しております。

今回の特別交付金事業が短期の景気・雇用対策の施策であることは十分承知致しておりますが、同時に、長期的にも就業構造の変化に対応する効果を持つ施策としても有効となるような運用を行っていただこうと要望いたします。

具体的には、下記の諸点についてご高配を賜りたくお願い申し上げます。

記

- 事業の実施期間は、基金造成後2年経過後の年度末とされておりますが、同期日までに実施を開始した事業は交付金の対象とすることとして頂きたいこと。また、2年半の事業をすべて今回の補正予算で決めてしまうのではなく、例えば1年後などにも新規事業提案を受け付けられるよう特段のご配慮をお願いしたいこと。
- 対象事業を実施するにあたり必要とする管理・運営経費も交付金の対象としてお認め頂きたいたいこと。
- 今回の事業は民間企業、NPO等への委託を中心として実施されると承っておりますが、NPOが実施する事業のうち将来にわたり雇用の創出が期待される実験的事業につきましては、助成の形で交付金を交付頂けるようご検討頂きたいこと。
- 今回の事業実施に伴う新規雇用は、6ヶ月間の期間雇用に限定し、雇用期間の更新は行わないものであるとのことでございますが、NPOが実施する上記実験的事業につきましては委託・助成を問わず雇用期間の更新を認めて頂きたいこと。
- 「業務を的確に遂行するに足る能力を有する」ことが求められるのは当然でございますが、業務遂行能力の判定につきましては、法人格の有無ではなく、実質的な業務遂行能力の判断を基本とし、任意団体を門前払いすることのないよう運用にご配慮いただきたいこと。
(以上)

賛同者(7月31日現在、49名)

呼びかけ人

今田 忠(市民社会研究所所長)

池田啓一(都市生活地域復興センター事務局長)

村井雅清(被災地NGO協働センター代表)

実吉 威(震災しみん情報室代表)

**政府の雇用対策と
「NPOの活用」について**

7.16緊急集会と
労働大臣への緊急アピール

ご存じのように、この秋の政府補正予算で緊急雇用対策として約三千億円の予算が組まれ、その内一千億円が民間企業やNPOへの行政事業の委託の形で支出されるということになりました。

詳しい情報が十分に行き渡らない

うちに、大急ぎで事業提案をしないと予算化されない(二年半の事業が一、二週間程度で決まってしまう)という噂が流れたため、情報の共有とアクションの模索のために、七月十六日、神戸市内で緊急集会をもちました。県労働部からも担当の雇用推進室長に来て

ただいたこの集会で明らかになつたのは、

(1)事業委託であつて助成金や補助金ではない

(2)雇用対策であつて、NPOや企業への支援ではない

(3)人件費以外の事務経費は、出るかもしないがどれくらいかは不明

(4)六ヶ月毎に雇用を切り替えねばならず、更新はきかない

など、現在明らかになつている枠組みでは制約が多く、あまりNPOの発展にも雇用の創出にも役立つ財源ではなさそうでした(国 \Rightarrow 労働省 \Rightarrow ベル)まだ決まっていない重要事項が多く、それは八月に出される実施要項を見ないとわからないということでしたが、にもかかわらず、七月中に事業提案を出さなければいけないつまりNPOの意見は十分に聞く余裕がないーという非常にねじれた話でした。とはいってもNPOの役に立つものになるなら、動いてみようというものが今回の緊急集会の趣旨でした。

結局、やはり國(労働大臣)への働きかけが必要だとということになり、急いでまとめたのが上記の緊急アピールです(ご賛同ありがとうございました)。今後もみなさんのご意見をぜひお寄せください。(実吉 威)

【事務局】震災しみん情報室
(連絡先は表紙をご覧ください)

全国のうごき

NPO法第一幕

新しい税制度の実現に向けて

七月一日、大阪で『NPO「税」制度勉強会・NPOを支える税制のあり方とは?』と題する集会が持たれました(主催=大阪ボランティア協会・シリーズ市民活動を支える制度をつくる会)。

昨年十二月、特定非営利活動促進法、ふつうNPO法と呼ばれるものが施行されました。実はこの法律は本来の「NPO法」のうち半分のものでしかありません。

残る半分、通常「税制優遇」といわれている、NPOを財政面で支える税制度の実現となっているのです(これについては、NPO法の附則や付帯決議で「NPO法施行後三年以内に行う」とされています)。

この「税制度」実現のために、さる六月に「NPO/NGOに関する税・法人制度改革連絡会」が結成され、勉強会の開催や議員への働きかけを全国で行っています。七月一日の勉強会もその一つでした(注1、注2)。

議論の要点は、

◇NPO/NGOへの税制上の優遇措



…その分国家や自治体の税収が減ることになるが、それはどう正当化できるのかなど、NPOとしてもしっかりした理論的根拠を持つこと

◇優遇措置の中身と適用の基準についての具体案

…NPO法成立のときと同じように、市民側が具体的な提案を持つことが大切。「脱税狙いのエセ市民団体とどう区別するのか」といった予想される反論に答えられるような制度案を、われわれが、考えなくてはなりません。

今後のスケジュールとしては、九月に

仙台で行われる「NPOフォーラム」(八月十九日)を機に、全国的な署名運動を開始し、秋の国会へ持つてゆくという計画です。

七月一日の勉強会で、シリーズ事務局長の松原明さんが最後に言わされたことがこの問題のポイントを語っています――

「税の問題は複雑多岐にわたるが、議論についてほしい。集会に集まり、共に議論する人が多さが要望の強さを表す。さらには、議員と議論するために、税制優遇があればこんなメリットがあったのにといふ根拠となる事実(立法事実)を出してほしい」

今回は、進行中の議論について詳しく述べる余裕がありませんが、次回以降、この問題については継続して伝えてゆきます。

- (注1) 同連絡会が六月に出した要望書は、
一、特定非営利活動を行う法人が一定の
基準を満たした場合には、税制上の優
遇措置が受けられるような制度の創
設を。
- (1) 寄付金に対する免税措置を講ず
ること。
- (2) 収益事業に関するみなし寄付金
制度を設けること。
- (3) (6) 略
- 二、法人化を阻害する税制の障壁をなく
す措置の検討を。

震災しみん情報室からのお知らせ

◆「神戸市民活動センター」(仮称)開設!

市民活動のためのセンターを、今秋、神戸市中央区(三宮駅から約10分)に開設の予定です。小さなセンターですが、コピー機、印刷機、作業スペース、会議室、インターネットなどを整え、みなさんに使っていただける場をつくってゆきたいと考えています。詳しくは次号にて(お問い合わせください)。

◆「グループ名鑑「兵庫・市民人'99」」の刊行について

- ・今年中には冊子を完成する予定です。
- ・ホームページへの掲載が遅れており申し訳ありません。準備を急いでおりますので、もうしばらくお待ちください。

となっています(以上、項目のみ。詳しくは震災しみん情報室ホームページまで)。

(注2) 「NPO議員連盟」設立へ

七月二十九日、「NPO議員連盟」の発

起人会が持たれ、自民、民主、公明、自由、社民、参議院の会の五党一派から衆参の議員十九名が出席した。会長に加藤紘一衆院議員(自民)を選出。二〇〇〇年十一月までのNPO法改正スケジュールを踏まえて、優遇税制の実現や法人制度の改革を目指して活動するとしている。(じ)

